

第1 審議会の結論

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条に基づいて山梨県知事が特定個人情報保護評価の再実施に当たり作成した「地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務全項目評価書（案）」（以下「本件評価書」という。）について点検を行ったところ、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。

なお、本件評価書の - 3の「リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」における「リスクに対する措置の内容」（21ページ）については、特定個人情報ファイルの受け渡し先での取扱いに係る措置についての記載がされておらず、リスク対策としてなお不十分と読み取れるため、当審議会としては、特定個人情報ファイルの取扱いに係る適正な運用が一層図られるよう本件評価書への記載を修正すべきであると意見する。

第2 審議経過

年 月 日	審 議 事 項
平成29年12月15日	諮問
平成29年12月26日	審議

第3 山梨県個人情報保護審議会委員

（五十音順）

氏 名	役 職 名	備 考
市川 由美	元労働委員会事務局長	
大塚 ゆかり	山梨県立大学教授	
原 敏	山梨学院大学准教授	会長代理
堀内 寿人	弁護士	会長
松本 成輔	弁護士	